

(運用基準 様式3)  
令和7年4月1日  
健康福祉局生活福祉部生活支援課

## 令和7年度 横浜市就労準備支援事業業務委託契約結果

令和7年度 横浜市就労準備支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 令和7年度 横浜市就労準備支援事業業務委託

2 委託内容 (1)事前講座の実施  
(2)職場実習の実施  
(3)就労の相談支援  
(4)家族に対する支援  
(5)関係機関との連携 等

3 契約の相手方 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会

4 契約金額 ¥29,483,916.-

5 契約日 令和7年4月1日

6 評価結果 次表のとおり

提案者	評価点数	順位
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会	960	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会 開催日時	令和6年12月20日 14時00分から15時40分
評価委員会 開催場所	横浜市開港記念会館
評価委員 出席状況	5人中5人出席
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先 健康福祉局 生活支援課 生活支援係 TEL 045-671-2403

【評価基準表】

No.	評価項目	評価事項(評価基準)	重み	上限配点	比重
1	法人概要		0	0	0.0%
2	基本事項		10	50	19.5%
2.1	業務実績	過去3年間の本市又は他都市における就労体験等の活動実績は、事業の目的達成に十分か。	3	15	5.9%
2.2	業務目的と効果	何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。またそれらは妥当か。	2	10	3.9%
2.3	生活保護受給者・生活困窮者の情勢の理解	生活保護受給者及び生活困窮者の置かれている状況を理解しているか。生活保護法及び生活困窮者自立支援法における就労支援について理解しているか。	2	10	3.9%
2.4	コスト	事業内容と概算見積りとのバランスが取れているか。	3	15	5.9%
3	実施体制に関する事項		12	60	23.4%
3.1	支援スタッフの雇用関係	コーディネーター等支援スタッフの配置は十分か。支援スタッフが急速退職した場合の対応策が考えられているか。報酬は時給換算で最低賃金を下回っていないか。	4	20	7.8%
3.2	支援スタッフの実績	支援スタッフは相談援助の業務経験があり、ひきこもりや長期間無業等により就労経験の乏しい者への支援に関する知識を有しているか。また、利用者の主体性を引き出し尊重する姿勢や、利用者の抱える課題や背景要因を把握し、信頼関係を構築して寄り添う姿勢があるか。	5	25	9.8%
3.3	支援スタッフの育成・研修	支援スタッフが、本市の雇用情勢、地域特性、生活保護受給者等の状況を理解して就労に関する有効な相談支援を行える体制にあるか。また、業務の遂行にあたり必要な技術力を高めるための研修等はあるか。	3	15	5.9%
4	実習先に関する事項		12	60	23.4%
4.1	職場実習先の確保	横浜市内若しくは近隣市の職場実習受入れ事業所の確保ができるか。利用者の希望に合った実習先が提供できるよう、多様な職種の実習先を確保できるか。	5	25	9.8%
4.2	職場実習先の開拓	横浜市内若しくは近隣市の実習受入れ事業所の開拓手法を有しているか。それは現実的か。	5	25	9.8%
4.3	職場実習受入れ事業所等の研修	職場実習受入れ事業所が、就労経験の乏しい生活保護受給者や生活困窮者の抱える課題を理解し、適切な支援を行うための研修等はあるか。	2	10	3.9%
5	利用者への支援に関する事項		16	80	31.3%
5.1	事業利用にあたっての支援	利用者の個々の状況に応じ、初回面接、事業説明、目標共有、事前講座及び職場実習の見学、その他必要な相談支援を行うことができるか。	3	15	5.9%
5.2	事前講座の実施	利用者のうち、適切な生活習慣等を身に付ける必要があると判断される者について、職場実習を行う前に、身だしなみ、清掃、調理、金銭管理等について学ぶ事前講座を実施することができるか。	5	25	9.8%
5.3	職場実習の支援	職場実習中、利用者に対し、目標達成のために必要な支援を行うことができるか。また、実習がうまくいかない場合の対応方法が考えられているか。	5	25	9.8%
5.4	関係機関等との連携等	利用者の支援にあたり、区福祉保健センター、職場実習受入れ事業所、その他の関係機関と連携することができるか。また、必要に応じ、利用者の家族に対しても相談支援を行うことができるか。	3	15	5.9%
6	ワークライフバランスに関する取組		4	4	1.6%
6.1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ているか。(従業員101人未満の場合のみ加算)	1	1	0.4%
6.2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ているか。(従業員301人未満の場合のみ加算)	1	1	0.4%
6.3	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、または認定されているか。	1	1	0.4%
6.4	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	取得している、または認定されているか。	1	1	0.4%
7	障害者雇用に関する取組		1	1	0.4%
7.1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	達成しているか(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用しているか(従業員40人未満)	1	1	0.4%
8	健康経営に関する取組		1	1	0.4%
8.1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	取得している、または認証を受けているか。	1	1	0.4%
合計			56	256	100.0%